

3川健障施第1032号  
令和4年3月22日

市内指定障害福祉サービス事業所  
市内指定障害者支援施設  
市内指定特定相談支援事業所  
市内指定一般相談支援事業所

管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

障害福祉サービス事業者等の新規指定申請受付等の当面の取扱いについて（通知）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

神奈川県では、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」における取組として、「事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請すること。」としております。

また、国においても、「行政手続きコスト」の削減の観点から、新規申請時等の郵送による書類提出の原則化を徹底するなどの取組を推進しております。

ついては、本市においてもこれらの取組を一層推進するため、**障害福祉サービス事業者等の指定申請の受付について、8月1日指定分から当面次のとおりとします**ので、御対応をお願いいたします。

1 令和4年8月指定分以降の障害福祉サービス事業者等の指定申請等の当面の取扱い

障害福祉サービス事業者等の指定は、毎月1日付けで行っており、この申請は、令和4年8月指定分以降次の流れで受け付けます。**それぞれの期間に間に合わない場合には次回以降の指定となります。**

(1) 事前相談の開始及び終了【面談】

遅くとも指定を受けようとする日の2か月前までの1日まで

**※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、事前相談は不要となりますが、指定希望日の前々月1日までに指定申請を行う旨を連絡してください。**

**※ 建設会社、不動産会社及びコンサルタントの方のみの連絡・相談はお受けしかねます。**

(2) 指定申請書類の提出及び完成【郵送又は持参】

指定を受けようとする日の前月1日まで

(3) 指定申請書の受理等【面談】

指定を受けようとする日の前月15日まで

※ 上記の該当する日が閉庁日の場合は直前の開庁日

(4) 事業所の指定等

毎月1日

## 2 指定までの手続き

### (1) 事前相談の開始

- ・ 指定を受けようとする事業者は、遅くとも指定を受けようとする日（毎月1日）の2か月前の1日までに担当者との事前相談を開始し終了させてください。
- ・ 施設及び設備を使用してサービス提供を行う通所支援事業や共同生活援助事業等の障害福祉サービス事業の指定を申請する場合には、賃貸借契約締結前及び新築又は改修工事着工前に事前相談を開始してください。
- ・ 賃貸借契約締結済であったり、施設が完成していたりしても指定できない場合があります。

**※ 指定を受けようとする日の2か月前の1日までに事前相談がない場合には、希望する月の指定はできません。**

(例) 令和4年8月1日に指定を受けようとする場合 ⇒ 令和4年6月1日まで

**※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、事前相談は不要となりますが、指定希望日の前々月1日までに指定申請を行う旨を連絡してください。**

**※ 建設会社、不動産会社及びコンサルタントの方のみの連絡・相談はお受けしかねます。**

### ア 事前相談の方法等

事業所指定に当たっての事前相談は、今までどおり「**対面の面談**」といたしますので、電話連絡にて予約をお願いいたします。

[事前相談提出書類]

- ・ 設備概要の分かる平面図及びレイアウト図
- ※ 事業内容によっては、その他必要書類を求める場合があります。

### イ 内容の確認

持参した「設備概要の分かる平面図及びレイアウト図」を以って設備基準等に合致しているかどうか、提供される支援の内容の質が担保され、適正な運営ができるかなどを確認します。

内容確認の結果、指定基準を満たしていると判断された場合には、指定に向け「指定申請書類一式」の作成に進んでいただきます。

### (2) 指定申請書類の提出

- ・ 指定を受けようとする日の前月1日までに、電話連絡の上、**[郵送又は持参]**により指定書類一式を提出してください。
- ・ 申請書類が揃っていない場合は受理できません。また、管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者、相談支援専門員及び従業者等について、雇用関係が確認できる書類（雇用通知書、雇用契約書又は内定通知書）等を添付ください。

**※ 受理できない場合でも提出された書類の返却は行いません。**

**※ 修正、差替え及び追加資料の提出等により申請書類の補正が必要な場合がありますので、**

余裕のある日程で指定書類を郵送し、不備不足ない書類を完成させてください。

(3) 指定申請書の受理等

管理者、サービス管理責任者又はサービス提供責任者等の面談、指定申請書の受理日の記載は、指定を受けようとする日の前月 15 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに面談にて行います。

※ 15 日までに行われない場合には、翌月 1 日付けの指定は受けられません。

(4) 事業所の指定

申請書を受理後、障害者施設指導課において審査を行います。指定基準及び関係法令に適合すると認められた場合には、毎月 1 日付けで指定を行います。指定を行った事業者へは、指定日の前月末日までに事業所の所在地宛てに「指定書」を発送します。

※ 必要に応じて、指定を受けようとする事業所の現地確認をさせていただく場合があります。

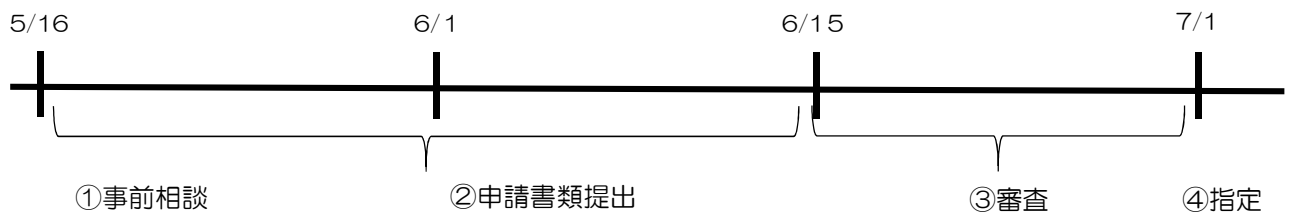
(5) その他

- ・令和 4 年 8 月指定以降分からは、**別紙**のとおりとなります。
- ・就労継続支援 A 型につきましては、事前相談前に事業計画書等を確認いたしますので、当課に御連絡ください。

【問合せ先】 事業者指定担当  
電 話 044 (200) 2927  
F A X 044 (200) 3932

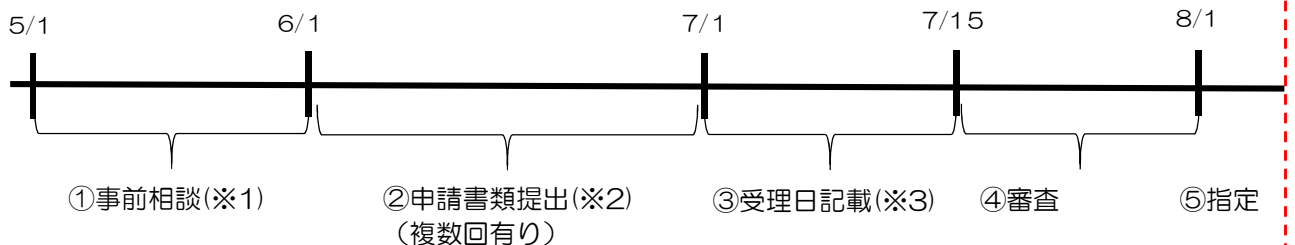
## 令和4年7月指定分まで

	手続	受付方法	受付期間	持参書類
事前相談	電話連絡	面談	指定希望日の 前々月の16日～末日まで	平面図又はレイアウト図を持参
指定申請	電話連絡	面談	指定希望日の 前月の15日まで	指定申請書類一式 (修正、差替えの必要に応じ複数回面談)



## 令和4年8月指定分以降

	手続	受付方法	受付期間	書類等
事前相談	電話連絡	面談	<u>指定希望日の 前々月の1日まで</u>	平面図又はレイアウト図を持参
指定申請	電話連絡	<b>郵送 持参</b>	<u>指定希望日の 前月の1日まで</u>	指定申請書類一式 (修正、差替えの必要に応じ複数回郵送)
申請書の 受理等		面談	<u>指定希望日の 前月の15日まで</u>	指定申請書類が整った事業所に当課から 電話連絡し対面にて受理日を記載



※1 指定希望日の前々月の1日までに事前相談を開始し終了させてください。

※2 指定希望日の前月の1日までに不備不足ない書類を完成させてください。

※3 指定希望日の前月15日までに受理日の記載及び管理者等の面談を終了させてください。

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、事前相談は不要となりますが、指定希望日の前々月1日までに指定申請を行う旨を連絡してください。